

FC LOS HERMANOS クラブ規約

第1条 (名称)

当クラブは、FUTBOL CLUB LOS HERMANOS (通称 FC LOS HERMANOS 日本名 ロス エル マーノス) と称する。

第2条 (目的)

当クラブの目的は、サッカーを通じたスポーツ活動の促進、発展又はスポーツの潜在価値の進展への支援とする。

第3条 (運営)

当クラブの運営は、特定非営利活動法人 LOS HERMANOS が行う。

第4条 (期間)

当クラブの年度期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5条 (当クラブへの参加条件・入会手続き)

- 1 当クラブへの参加を希望する場合、下記に従い手続きを行うとともに、健康問診票へ虚偽のない申告に対して加入手続きは当クラブが行なう。
 - ①当クラブの目的を共有すること。
 - ②入会申込書への署名・捺印し提出すること。
 - ③当クラブ指定の保険に加入すること (加入手続きは当クラブが行い、詳細は別紙に定める)。
- 2 入会手続きに必要な会費は、下記に記載したものとし、その金額は別紙に定める額とする。但し、選手登録費、保険料は別途請求する。
 - ①入会金 入会の権利を得るための会費
 - ②年会費 年間活動のための会費
 - ③月会費 指導を受けるための会費
- 3 入会申込書を当クラブが受理した日の翌日から3日以内に入会金、年会費、月会費を当クラブ指定口座に振り込むこと。当クラブにおいて振り込みが確認された場合、受理日を入会日とする。
- 4 入会金は、入会月にかかわらず全額を納入する。
- 5 年会費は、 $\text{年会費} \times (\text{【入会月} \sim \text{3月】} / 12)$ の金額とする。
- 6 月会費は、 $\text{月会費} \times (\text{【入会日} \sim \text{末日】} / 30)$ の金額とする。
- 7 月会費 (初月以降) は毎月10日までに当月分を当クラブ指定口座に振り込むこと。なお当日が土日祝日の場合、前営業日を振込日とする。
- 8 当クラブ指定口座は下記とする。

ゆうちょ銀行 記号：10360 番号：17833551
〇三八 (読み ゼロサンハチ) 店番：038
預金種目：普通預金 口座番号：1783355
特定非営利活動法人 LOS HERMANOS
- 9 当クラブは正当な理由により入会を認めないことができる。その際、書面をもって入会を認めない理由を通知する。すでに納入された会費等は、直ちに返金する。
- 10 当クラブは会費等の金額を社会情勢の変化、物価の上昇、その他必要な範囲でいつでも変更することができる。但し、少なくとも60日前までに会員へ通知する。
- 11 一家族において2人以上当クラブの会員となる場合、2人目の会費等は上記金額の75%とする。また3人目以降は25%とする。
- 12 翌年の年会費は、毎年2月末日までに当クラブ指定口座に振り込む。
- 13 すでに納入された会費等は、正当な理由がない限り、本条第9項を除き返金しない。
- 14 会費等の振込手数料は、全て会員の負担とする。
- 15 本条の会費の計算において端数が生じた場合、100円未満は全て繰り上げる。

第6条（退会・休会）

当クラブは、会員からの書面による申し出により退会・休会を認めることができる。

【退会・休会方法】

- 1 ① 毎月1日～9日までに退会・休会の希望を書面にて申し出、当クラブが受理した場合、当月の月会費を支払うことなく直ちに退会・休会することができる。
② 毎月10日～末日までに退会・休会の希望を書面にて申し出、当クラブが受理した場合、当月末日をもって退会・休会することができる。よって当クラブの当月月会費の返還義務はないものとする。
- 2 6か月を超えて休会する場合は、6か月が終了する日に退会とする。
- 3 退会后、再入会する場合は、通常通り入会金・年会費等を支払わなければならない。
- 4 当クラブは、正当な理由により、会員を退会させることができる。その理由は書面にて通知する。
- 5 当クラブは、会員の退会により既に納入された入会金・年会費の返還は行わないものとする。

第7条（ユニフォーム等）

クラブ会員は、当クラブ指定のユニフォーム等を一式購入する。その購入は会費等には含まれておらず、別途会員の負担とする。詳細に関しては別途書面にて通知する。

第8条（ボール等）

会員は当クラブへの参加に際して、可能な限りサッカーボールを1個持参する。その他必要な用具等も当クラブの指示に従うこととする。

第9条（合宿・遠征等）

当クラブの活動において通常練習、試合のほか合宿、遠征等を行う。その際の費用は別途会員の負担とする。詳細に関してはその都度、書面もしくはメール等にて通知する。

第10条（保険の加入）

会員は、当クラブ指定の保険加入を義務とし、補償は加入保険の内容の範囲とする。（別紙保険案内参照）

第11条（質問・要望等）

当クラブへの質問・要望等は、基本的にメール及び電話を利用する。

第12条（キッズゾーン）

当クラブは、子供の健全育成と自立心の向上を養うため、保護者等は下記内容を遵守することとする。

【キッズゾーン】

- ① グラウンドでは、子供が主役であるため必要以上に助言、アドバイスはしない。
 - ② 監督・コーチを信頼し、子供に対してグラウンドでの権限を一任する。
 - ③ 監督・コーチ・子供たちの話をしっかり聞く。
 - ④ 禁煙
 - ⑤ 監督・コーチと協力し、子供たちの将来を考える。
- 2 上記のことを守れない保護者に対してはクラブがレッドカード（グラウンドからの退場）を命じる。

第13条（送迎）

当クラブは、特段会員の送迎は行わない。よって行き帰りにおける安全管理は保護者の責任において子供たちに周知徹底させる。

第14条（個人情報の保護）

- 1 当クラブは、多くの個人情報を取り扱うことから、法令、条例等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- 2 その他、個人情報の取り扱いに必要な指針は別紙プライバシーポリシーに定める。

第 15 条（肖像権の使用）

当クラブは、ホームページや会報等への掲載、その他必要に応じて当クラブの活動を撮影することがある。肖像等の撮影を望まない者は事前に当クラブへ書面にて申し出るものとする。当クラブへ申し出のない場合、撮影・使用が承諾されたものとして撮影及び掲載を行う。

第 16 条（免責）

当クラブの活動時における事故や怪我の責任は保険の範囲内とする。

第 15 条（変更）

当クラブは、必要に応じて当規約を変更することができる。変更した場合は直ちに、会員へ周知徹底する。

平成 20 年 12 月 12 日制定

平成 22 年 5 月 1 日 改定